

協議第 6 5 号

平成 1 6 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（国内・国際交流関係）について

各種事務事業の取扱い（国内・国際交流関係）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	国内・国際交流事業については、新市において速やかに調整するものとする。
関係項目	国内・国際交流関係		

調整の内容説明	先進地事例
<p>1. 国内交流事業については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>2. 国際交流事業（姉妹都市）については、津市の例により調整する。</p> <p>3. 国際交流事業（友好都市）については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>4. 国際交流一般事業については、新市に移行後、速やかに調整する。</p>	<p>【西東京市】 合併後も現行の内容を継続して実施する。</p> <p>【宗像市】 姉妹都市、友好交流都市については、合併後も交流を継続する。</p> <p>【南アルプス市】 友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>【つくば市】 原則としてつくば市の制度を適用するものとする。 ただし、茎崎町の姉妹都市交流及び文化・スポーツ交流事業は、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。</p>